

障害者活躍推進計画

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 7 条 3 第 1 項の規定による障害者活躍推進計画を下記のとおり作成しましたので、同条第 5 項の規定により公表します。

令和 2 年 4 月 1 日

機 関 名	太地町 太地町教育委員会
任 命 権 者	太地町長 太地町教育委員会教育長
計 画 期 間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日（5 年間）
太地町における障害者雇用に関する課題	太地町においては、令和元年 6 月 1 日現在で法定雇用人数を満たしており、定着状況についても概ね良好と考えるが、今後も法定雇用率の見直し等に対応し、障害者である職員の活躍のためには、当該職員の要望等に応じて職務環境の整備を検討する必要がある。
目 標	
①採用に関する目標	○当該年 6 月 1 日時点の法定雇用人数以上（各年度） （参考）令和元年 6 月 1 日時点の実雇用率：2. 2 2 % （評価方法）任免状況通報により把握・進捗管理
②定着に関する目標	○不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）人事記録を元に前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○身体障害等により、従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職場環境	○障害特性に配慮し、必要に応じて施設等の整備や就労支援機器の購入を検討する。
(2) 募集・採用	○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(3) 働き方	○時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
4. その他	
	○国等による障害者施設等からの物品等の調達等に関する法律に基づく就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。